

令和6年高島市農業委員会第5回総会議事録

- 1 開催日時 令和6年5月10日（金）
午後1時30分から午後3時15分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 11・12
- 3 出席委員（17人）

会長	6番	中田正敏
副会長	10番	地村満信
	1番	田中孝敏
	2番	青谷喜代一
	4番	高木敏一
	5番	采野 哲（議事録署名委員）
	7番	前川幸雄（議事録署名委員）
	8番	古谷久栄
	9番	上原満枝
	11番	中川幸雄
	13番	岸田忠則
	14番	山田善嗣
	15番	浅井嘉己
	16番	古田卓見
	17番	清水 巧
	18番	足立 功
	19番	石津紘子
- 4 欠席委員（1人） 3番 橋本久義
- 5 遅参した委員 なし
- 6 傍聴人の数 なし
- 7 次第
 1. 開会
 2. 高島市農業委員憲章唱和
 3. 会長挨拶
 4. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 報告事項
 - 第 1 令和6年度高島市農業再生協議会総会について
 - 第 2 令和5年度第9回高島市農産ブランド認証委員会について

- 第 3 報告第 8 号 田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について
 第 4 報告第 9 号 電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う
 土地利用協議について
 第 5 報告第 10 号 農地の転用事実に関する照会について
 第 6 議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 第 7 議案第 26 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 第 8 議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 第 9 議案第 28 号 引き続き農業経営および特定貸付けを行っている旨の
 証明願について
 第 10 議案第 29 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 第 11 議案第 30 号 高島市農用地利用集積計画の決定について
 第 12 議案第 31 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることにつ
 いて

5. 連絡事項

(1) 令和 6 年第 6 回総会について

- ・ 日 時 令和 6 年 6 月 10 日 (月) 午後 1 時 30 分
- ・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 11・12

8. 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課	参事	大辻 可奈子
	主事	南村 悠斗

9. 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局	局長	川崎 弘
	参事	前河 康史
	主任	飯田 浩一

10. 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様、こんにちは。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただき有難うございます。 本日は、開催通知にもありましたように、農業委員の皆様にはタブレットの持参をお願いさせていただいています。 前回、タブレットの使用説明で、お時間がなかったことから、今回改めて、タブレットのメール受信の確認と操作について習得できればと考えています。総会終了後には、少しお時間を頂戴しますが、ご協力よろしくお願いいたします。 それでは、令和 6 年第 5 回高島市農業委員会総会を開会します。 本日は、17 名の委員に、ご出席を賜っており、農業委員会等に関す
-----	---

	る法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数以上であり、本総会が成立いたしますので、ご報告いたします。 欠席の委員は、３番 橋本 久義 委員です。 本日の案件は、報告事項、２件。報告案件、３件。農地法に基づく許可等案件として、第３条案件５件。第４条案件１件。第５条案件１０件。引き続き農業経営および特定貸付けを行っている旨の証明案件が１件。引き続き農業経営を行っている旨の証明案件が１件。市長部局からの案件として高島市農用地利用集積計画案件が１５件。農業経営改善計画認定案件が５件計４３件につきまして、ご審議いただくことになっております。 本日の総会では、各委員におかれましても、スムーズな議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。 本日、委員のお手元に「令和６年第５回高島市農業委員会総会 参考資料」および「令和５年度第９回農産ブランド認証委員会審査結果報告」資料１を配布させていただいております。ご確認をお願いします。 なお、参考資料のうち、個人情報が含まれているもの、ブランド認証委員会関する資料につきましては、回収させていただきますので、よろしくようお願いいたします。参考資料のほかに、議事日程さしかえ分を配布させていただいております。議事日程番号第４以降が重複して記載されておりました。たいへん申し訳ございません。
事務局	改めまして、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。 それでは、地村 副会長 よろしくようお願いいたします。
副会長	皆様、ご起立ください。 それでは、委員会憲章の唱和をお願いします。 議案書鏡の裏面のページをご覧ください。私が、「高島市農業委員会は」と申しあげましたら、その後が続いて、ご唱和をお願いいたします。 （唱 和） 有り難うございました。
事務局	それでは、中田会長よりごあいさついただきます。 ごあいさつの後の、総会の議事進行は、高島市農業委員会総会会議規則第５条の規定に基づき、会長をお願いいたします。

会長	《会 長 挨 拶》
会長	それでは、これより、「令和6年第5回高島市農業委員会総会を開会します。本日の議事日程に従いまして会議を進めます。日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名をさせていただきます。 本日の総会の議事録署名委員には、5番采野委員、7番前川委員ご両名をお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。
会長	次に、日程第2「報告事項」を議題といたします。第1「令和6年度高島市農業再生協議会総会について」会長の私から報告します。
会長	各事業案および予算案を協議し、すべて全員賛成のうえ採決いただいたところです。 例年どおりの計画と予算案であり、それぞれの計画、収支予算案は原案どおり承認されました。特に、野菜づくりの基金については、昨年度の総会の時に、面積拡大の方向を協議してきた中で、令和5年、令和6年度につきましては、面積が拡大傾向となっており、十分に利用いただける体制になりつつある状況と感じているところです。また、管理転作のあり方について、昨年度、再生協より各集落の代表の方へ、通知をしてはったところですが、実際、どこらへんまで浸透してきているのかと感じており、そこらへんも交えて抜本的な国の制度の変革も含めた中で、しっかりとわかりやすく周知をしていくこと。そして実のある形でそういったものを積み上げていくことが重要と考えているところであります。以上で報告とさせていただきます。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	次に、第2「令和5年度第9回高島市農産ブランド認証委員会について」采野委員から報告を願います。
采野委員	5番采野です。お手元資料をご覧ください。令和5年度第9回農産ブランド認証委員会審査結果報告をさせていただきます。4月16日書面決議により審査が実施されました。 申請個人13名、2団体114件 69品目で面積が3549.67a

	です。春であることから多くの品目の申請がございました。 ランク１ 個人８名 １団体 １０１件 ６８品目 １２９０．９７ａ ランク２ 個人６名 ２団体 １３件 ５品目 ２２５８．７０ａ ランク３ なし 詳細については、裏面の資料のとおりで、すべて承認した結果となりました。以上でございます。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問もないようなので日程第２「報告事項」を終わります。 次に、日程第３ 報告第８号「田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
事務局	３ページをご覧ください。報告第８号。田畑転換等 農地の形状変更届出書の受理について。田畑転換等 農地の形状変更届出書の出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程 第２条第１項第３号の規定に基づき、これを受理したので、同条第２項の規定に基づき報告します。令和６年５月１０日。高島市農業委員会会長。番号１。土地の表示、地番２６３番１。地目、田。面積、１，１１９平方メートル。地番、２６４番１。地目、田。面積：１，００７平方メートル。目的、田に盛土をして、畑として利用。申請位置図等は、議事案件資料集 １ページから３ページをご参照ください。田畑転換等 農地の形状変更届出とは、田を畑や樹園地として利用するなど、耕作を目的に、農地を耕土や良質土等により盛土して形状変更を行う前にする届け出です。本件は、湿田で田としての利用が困難な農地であることから、盛り土を行い、畑として利用し、自家用の野菜を栽培する計画を立てています。「高島市 田畑転換等 農地の形状変更に関する指導要綱」により、届出書を審査したところ、計画の趣旨は妥当であり、その他、届出に係る必要書類もそろっていることから、「高島市 農業委員会 会長専決規程」第２条第１項第３号の規定により異議ないものとし、令和６年４月１０日に形状変更に同意しましたので、ご報告いたします。 以上でございます。
会長	以上で説明が終わりました。本件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

中川委員	11番中川です。一般的に畑地に転換する場合に、相当面積が大きいと思うが、盛り土の計画や将来的にどのような土地利用の計画になっているのか？安曇川沿岸土地改良区へも照会がなかったので、このまま済んでいると思うのだがどうか？
事務局	土砂の搬入は安曇川町川島から残土を搬入する計画で、面積は2000平方メートル余りありますが、自家用野菜を栽培する計画となっています。 また、田畑転換の届け出の際には、土地改良区へ意見書を照会することとなっており、指導も行っていたものですが、土地改良区へ照会されていないとのことですので、申し訳ございませんでした。
会長	他に、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見も無いようですので、日程第3「報告第8号」を終わります。次に、日程第4 報告第9号「電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う土地利用協議について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
事務局	4ページをお開きください。報告第9号「電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う土地利用協議について」電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う土地利用協議書の提出が次のとおりあり、高島市農業委員会 会長専決規程 第2条第1項第4号の規定に基づき、これに同意したので、同条第2項の規定に基づき報告します。令和6年5月10日 高島市農業委員会 会長。番号1。土地の表示、地番119番他2筆。地目、田、畑。合計面積、1,764㎡。電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う土地利用協議については、農地法施行規則第53条第1項第11号の規定により、特例として農地法の許可を不要とする案件であります。 今回、同協議書が提出され、審査したところ、特に支障ないと判断されることから、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第4号の規定により令和6年4月10日に同意いたしましたので、ご報告いたします。 設置協議位置図等は、報告・議事案件資料集3ページから4ページをご参照ください。以上でございます。

会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	以上で、日程第４「報告第９号」を終わります。次に、日程第５ 報告第１０号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
事務局	５ページをお開きください。報告第１０号 農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第２条第１項第５号の規定に基づき、これに回答したので、同条２項の規定に基づき報告します。令和６年５月１０日。高島市農業委員会会長。 番号１。土地の表示、地番１４８９番２。地目、畑。面積１２１平方メートル。現況非農地。番号２。地番４０６番１。地目、田。面積１０３３平方メートル。現況非農地。番号３。地番４７３番１。地目、畑。面積１１１平方メートル。現況非農地。番号４。地番１９７０番１。地目、田。面積７４２平方メートル。現況非農地。番号５。地番１番１６。地目、田。面積３６９平方メートル。現況非農地。番号６。地番５４６番５。地目、田。面積２３３平方メートル。現況非農地。番号７。地番４５０番６。地目、田。面積２０５平方メートル。現況非農地。番号８。地番１５４５番。地目、畑。面積１１２平方メートル。現況非農地。番号９。地番２５４番１。地目、田。面積２２平方メートル。現況非農地。番号１０。地番１番２。地目、畑。面積６０８平方メートル。現況非農地。番号１１。地番１４１８番３。地目、田。面積６１６平方メートル。現況非農地。番号１２。地番２３７７番２。地目、田。面積２３２平方メートル。現況非農地。計１２件 ４，４０４平方メートル。本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号１から番号１２について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により、回答しましたのでご報告いたします。なお、法務局から照会があれば、１４日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。以上でございます。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。

	(質疑・意見なし)
会長	以上で、日程第5「報告第10号」を終わります。次に、日程第6 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からの説明を求めます。
事務局	7ページをお開きください。高島市農委議案第25号、農地法 第3条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和6年5月10日。高島市農業委員会会長。農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条第1項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。8ページをお開きください。 1. 所有権の移転。番号1。土地の表示、地番366番1。地目、田。面積949平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集4ページから6ページをご参照ください。申請地は、農業経営を行える状態ではないため、農地を売却したい譲渡人と、申請地の近くに住み、隣接地に自己所有地があるため効率的に農業経営を行える安曇川在住の譲受人が売買により所有権移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	10番地村です。ただいまの事務局の説明どおりでございます。特に何も問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願いいたします。
事務局	番号2。土地の表示、地番32番3。地目、田。面積776平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集6ページから8ページをご参照ください。申請地は、これまで譲渡人が隣接地に住む方に耕作を依頼し、適切に水田として管理されていましたが、今回、大津在住の譲受人が安曇川に戸建住宅を新築し、父親の指導を受けながら、農業に従事することとなったため、売買により所有権移転するものです。譲受人にあっては、これまで農作業の経験はないものの、父親の農作業歴は長く経験も豊富で、父親の農機具一式を使用します。申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
地村委員	10番地村です。ただいまの事務局の説明どおりでございます。本人もやる気十分な方で、特に何も問題ないかと思えます。よろしくご審議をお

事務局	願いたします。 番号 3。土地の表示、地番 1 4 1 8 番 1。地目、田。面積 2 4 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 8 ページから 1 0 ページをご参照ください。申請地は、遠隔地に居住し耕作することが難しく処分したい譲渡人と、現在、県外に居住し、新たに申請地に隣接する住居を購入し移住を考えている譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。譲受人は、農作業経験はないものの、農地の規模が小さいことから、手作業により水稻を耕作する予定で、申請地を意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
岸田委員	1 3 番岸田です。ただいまの事務局の説明どおりでございます。資料の写真でもわかるように小さい圃場であります。特に何も問題ないかと思います。よろしくご審議をお願いいたします。
事務局	番号 4。土地の表示、地番 8 3 1 番 1。地目、田。面積 4 2 7 平方メートル。地番 8 3 2 番 1。地目、田。面積 1 4 4 平方メートル。計 2 筆面積 5 7 1 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 1 0 ページから 1 3 ページをご参照ください。 申請地は、高齢となり体力的にも営農していくことが困難となってきた譲渡人と、安曇川で開業予定の食堂（XXXXXXXXXX）の食材として、有機栽培による水稻の作付場所を探していた譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。譲受人は、申請地に隣接する空き家を併せて購入し、稲作の拠点とします。農業歴は短いものの、貸し農園や自己所有の農地での経験もあり、耕運機を所有しています。また、農作業は、食堂の運営メンバーの協力を得る予定です。これらの農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
岸田委員	1 3 番岸田です。詳細については、ただいまの事務局の説明どおりでございます。以前から、農作業や草刈りなども適切に実施されておられますので、特に何も問題ないかと思います。よろしくご審議をお願いいたします。
事務局	番号 5。土地の表示、地番 3 5 番。地目、畑。面積 2 3 1 平方メートル

	地番４番６。地目、田。面積 ８２２平方メートル。地番４番７。地目、田。面積 ６３９平方メートル。地番１８番２。地目、田。面積１，０１１平方メートル。計４筆 面積 ２，７０３平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１３ページから１６ページをご参照ください。 申請地は、遠隔地に居住し高齢で後継者もおらず、耕作できないため農地を売却したい譲渡人と、居住地の近くで、隣接地に自己所有田があるため水稻の規模拡大を図るうえで作業効率が良い譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権移転するものです。 なお、畑については、樹園地として柿、ミカン、イチジクを栽培する計画を立てておられます。また、畑の一部は砂利をまいて通路として利用してきた箇所があるため、砂利を取り除き土壌改良剤を混ぜて農地に復元する旨の計画書が添付されています。 譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
古田委員	１６番古田です。ただいまの事務局からの説明とおりです。現地確認もさせていただき、特に何も問題ないかと思います。よろしくご審議をお願いいたします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第２５号「農地法第３条の規定による許可申請について」審議を行います。本件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	それでは、ご意見もないようですので、これより議案第２５号「農地法第３条の規定による許可申請について」採決を行います。最初に「所有権の移転」番号１の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

会長	全員挙手。 次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第２５号「農地法第３条の規定による許可申請」のあった「所有権の移転」番号１から番号５の案件は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
会長	次に、日程第７ 議案第２６号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただいた農業委員からそれぞれ説明をお願いいたします。
事務局	９ページをお開きください。高島市農委議案第２６号 農地法第４条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和６年５月１０日。高島市農業委員会会長。農地法第４条の規定による許可申請について。農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。１０ページをご覧ください。 番号１。土地の表示、地番７番８。地目、田。面積５１２平方メートル。地番 ７番１７。地目、田。面積４６２平方メートル。計、１件、２筆。９７４平方メートル。転用目的、宅地分譲。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の１７ページから１９ページをご参照ください。 本件は、周囲の宅地化が進んできたことから、自身の農地２筆を転用し、

	宅地分譲するもので、農地区分は、都市計画用途地域の第1種住居専用地域にあるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上で許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除については、雨水排水は既設道路側溝へ排水し、一部擁壁を設置し土砂の流出等を防止します。万一被害が生じた場合には、責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。なお申請地は申請人と不動産会社との間で「専任媒介契約書」が締結されており、造成後は、不動産会社が3区画の宅地販売を行うこととなります。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
山田委員	14番山田です。詳細な説明は事務局の説明に合った通りでございます。現地確認もさせていただきました。特に何も問題ないかと思います。よろしくご審議をお願いいたします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」番号1の案件について、審議を行います。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」採決を行います。番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手。
会長	よって、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請」あった番号1の案件は、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	次に、日程第8 議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	11ページをお開きください。高島市農委議案第27号。農地法第5条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和6年5月1

	0日、高島市農業委員会会長。農地法第5条の規定による許可申請について農地法第5条第1項の規定に基づく所有権の移転にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。12ページ・13ページをご覧ください。 1. 所有権の移転。番号1。土地の表示、地番2571番2。地目、田。面積298平方メートル。転用目的、一般住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の19ページから21ページをご参照ください。本件、譲受人は、申請地の南側の土地を借用し生活していますが、今回、申請地を譲ってもよい譲渡人との間で話がまとまり、売買により譲り受け、一般住宅として田1筆を農地転用するものです。農地区分は、沢の集落内にあり、隣接する東側には10ヘクタール以上の青地が広がるため、第1種農地と判断され、立地基準上は、「第1種農地」であることから原則、許可できませんが、「集落に接続して設置される住宅等」に該当することから、例外的に許可が可能と考えます。周辺の被害防除について、北側、東側にはL型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎ、雨水排水については地下浸透とします。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和6年8月1日から令和7年3月31日を予定しています。以上でございます。
高木委員	4番高木です。3番の橋本委員が欠席されましたので、代わりに私のほうから報告させていただきます。ただいまの事務局の説明どおりでございます。慎重審議よろしくお願いいたします。
事務局	番号2。土地の表示、地番147番1。地目、田。面積261平方メートル。転用目的、資材置場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の22ページから24ページをご参照ください。本件、譲受人は、建設業を営んでおり、工事で発生する廃棄物の仮置き場として使用するもので、申請地は事業所も近く防犯上管理するのに都合が良いとのことで、譲渡人との間で話がまとまり、売買により譲り受け、資材置場として田1筆を農地転用するものです。農地区分は、今津町藺生の集落内にあり、隣接する東側には10ヘクタール以上の青地が広がるため、第1種農地と判断され、立地基準上は、「第1種農地」であることから原則、許可できませんが、「集落に接続して設置される住宅等」に該当することから、例外的に許可が可能と考えます。なお、申請地は、農業振興地域整備計画の変更手続きにより、令和6年3月26日に農用地区域から除外されています。

中田委員	周辺の被害防除について、路面に勾配を設け水路へ放流することとします。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和6年6月1日から令和7年3月31日を予定しています。以上でございます。
事務局	6番中田です。現地確認をさせていただきましたので、報告させていただきます。詳細については先ほどの事務局の説明のとおりで、本件は自宅と作業場に隣接しているおり、ようやく持ち主の方と話がまとまったものです。場所は303号線の北側に位置し、第一種農地のあたるのではと考えているところです。特に何も問題ないかと思います。よろしくご審議をお願いいたします。
事務局	番号3。土地の表示、地番458番3。地目、田。面積300平方メートル。転用目的、貸し資材置場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の24ページから26ページをご参照ください。本件、譲受人は、自身の父親が運営する店舗の駐車場兼資材置場が手狭になったため、新たに譲渡人から、売買により田1筆を譲り受け、父親の会社は無償で貸し出すために資材置場として農地転用するものです。農地区分は、申請地は、JR安曇川駅から300m以内に立地することから、第3種農地として判断されるため、立地基準上が可能と考えます。 周辺の被害防除については、敷地東側の既設水路に放流し、南側には、コンクリートブロックを施工し土砂の流出を防止します。また、本件の申請に対しては、所管する土地改良区からも許可申請に対して、差支えないとの意見書が提出されています。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和6年6月1日から令和6年9月1日を予定しています。以上でございます。
地村委員	10番地村です。詳細については、事務局の説明どおりです。現地確認をしまして、会社があり、貸し資材置場として使用するものです。特に何も問題ないかと思います。よろしくご審議をお願いいたします。
事務局	番号4。土地の表示、地番804番。地目、田。面積727平方メートル。転用目的、駐車場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の27ペ

	ージから29ページをご参照ください。本件、譲受人は、自身が運営する店舗の駐車場が手狭であることから、駐車スペースを拡大するため、譲渡人との間で話がまとまり、売買により譲り受け、駐車場として、田1筆を農地転用するものです。農地区分は、都市計画の用途地域が準工業地域であるため、第3種農地であることから、立地基準上可能と考えます。 周辺の被害防除について、敷地東側の既設水路に排水します。また、本件の申請に対しては、所管する土地改良区からも許可申請に対して、差支えないとの意見書が提出されています。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和6年6月15日から令和6年10月1日を予定しています。以上でございます。
地村委員	10番地村です。現地確認をしまして、店舗のお客さんも多く、駐車場に使用するというので、特に何も問題ないかと思います。よろしくご審議をお願いいたします。
事務局	番号5。土地の表示、地番31番3。地目、田。面積494平方メートル。転用目的、一般住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の29ページから31ページをご参照ください。本件、譲受人は、現在市外に居住していますが、実家付近に自宅を新築することとなったため譲渡人との間で話がまとまり、売買により譲り受け、一般住宅として、田1筆を農地転用するものです。農地区分は、水道管・下水道管が埋設されている道路の沿道にあたり青柳小学校および東医院より500メートル以内に位置しているため、第3種農地であることから、立地基準上は可能と考えます。 周辺の被害防除について、敷地南側のU字溝へ排水し、敷地南側には、L型擁壁を設置し、土砂の流出を防止します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和7年3月1日からを予定しています。 以上でございます。
地村委員	10番地村です。詳細については、事務局の説明どおりです。現地確認をしてきました。特に何も問題ないかと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

事務局	番号６。土地の表示、地番５２１番１。地目、田。面積８５０平方メートル。転用目的、一般住宅・倉庫。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の３２ページから３４ページをご参照ください。本件は、譲受人が道路に面した土地を、売買により譲り受け、一般住宅・倉庫として新築するもので、田１筆を農地転用するものです。農地区分は、鵜川地先で住宅等が建ち並んでいる地域にあり、１０ヘクタール未満の農地であるため、「第２種農地」として判断され、立地基準上は許可できませんが、集落に接続して設置される住宅等であるため、やむを得ないと考えます。周辺の被害防除については、西側と南側にはＵ字溝を設置し、雨水を水路へ放流し、北側には、Ｌ型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐこととします。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、許可日より３００日を予定しています。以上でございます。
山田委員	１４番山田です。詳細については、事務局の説明どおりです。国道に面しており、利便性が良い場所で、特に何も問題ないかと思います。よろしくご審議をお願いいたします。
事務局	番号７。土地の表示、地番１５番８。地目、田。面積３５０平方メートル。転用目的、宅地分譲。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の３５ページから３７ページをご参照ください。本件は、譲受人が住宅地として分譲するため、譲渡人から、田１筆を売買により譲り受け、宅地分譲し１区画を整備するものです。農地区分は、都市計画の用途地域が第１種低層住居専用地域であるため、「第３種農地」として判断され、立地基準上は許可が可能です。周辺の被害防除については、雨水排水については、既設道路側溝へ排水し、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐこととします。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和６年６月１日から令和６年９月１日を予定しています。以上でございます。
山田委員	１４番山田です。詳細については、事務局の説明どおりです。現地確認をさせていただきました。特に何も問題ないかと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

事務局	番号 8。土地の表示、地番 3 0 番 2。地目、田。面積 5 5 平方メートル。地番 3 1 番 3。地目、田。面積 3 6 平方メートル。地番 3 2 番 2。地目、田。面積 5 0 平方メートル。計 3 筆。1 4 1 平方メートル。転用目的、道路。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の 3 7 ページから 3 9 ページをご参照ください。本件は、以前から、小学校の通学路として使用されていた土地を、譲受人の先代が土地区画整理事業に合わせ、自宅裏への進入路としてアスファルト舗装を実施したもので、現在、譲渡人や譲受人が相続により所有権を保有しています。今回、譲受人は、改めて売買により田 3 筆の道路部分を譲り受け、農地転用するものです。 農地区分は、都市計画の用途地域が準工業地域に指定されているため、第 3 種農地として判断され、立地基準上は許可を満たしていると判断します。周辺の被害防除については、道路法面はコンクリートブロックで護岸し、路面はアスファルトで舗装されていますが、経年劣化で路面が荒れている状態であることから、雨水排水は路面または路肩に自然浸透することとなります。なお、これまで、農地の一部を農業委員会の許可を得ず、道路として利用されていたことから、今回の申請に関し農地であることが判明したもので、譲受人は、無断で転用していたことについて、申し訳なく、今後は農地法を遵守する旨の顛末書を添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
古田委員	1 6 番古田です。詳細については事務局の説明どおりです。現地確認したところ間違いございませんでした。慎重審議をよろしくお願いいたします。
事務局	番号 9。土地の表示、地番 9 5 8 番 4。地目、田。面積 4 6 平方メートル。地番 9 6 3 番。地目、田。面積 8 5 8 平方メートル。計 2 筆面積 9 0 4 平方メートル。転用目的、駐車場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の 4 0 ページから 4 3 ページをご参照ください。本件は、譲受人が事業所の駐車場として使用するもので、これまで使用していた土地の返却を求められたことから代替地として、譲渡人から、田 2 筆を売買により譲り受け、整備するもので、駐車車両として 3 4 台分の確保が可能となります。農地区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしていることから、「第 3 種農地」として判断され、許可基準も立地基準上は許可できると考えます。なお、申請地のうち 9 6 3 番、地目、田。面積 8 5 8 平方メートルについては、農業

	振興地域整備計画の変更手続きにより、令和6年3月26日に農用地区域から除外されています。周辺の被害防除については、雨水排水については、新たに側溝を設置し、L型擁壁により土砂の流出を防ぐこととします。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
古田委員	16番古田です。詳細については事務局の説明どおりです。現地確認したところ間違いございませんでした。特に何も問題ないかと思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
事務局	2、使用貸借による権利の設定。番号1。土地の表示、地番1873番1。地目、田。面積305平方メートル。転用目的、一般住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の43ページから45ページをご参照ください。 本件は、譲渡人の土地である父親名義の土地を、使用貸借により譲り受け、一般住宅として、譲受人である子が住居を新築するもので、田1筆を農地転用するものです。農地区分は、藁園の集落内で、周りに住宅等があるため、「住宅等が連たんしている」に該当することから、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除について、雨水排水については道路側溝へ放流し、生活排水は公共下水道へ接続・放流します。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和6年7月16日から10月15日を予定しています。以上でございます。
清水委員	17番清水です。4月12日に現地確認を行いました。詳細については事務局の説明どおりです。特に何も問題ないかと思います。よろしくご審議をお願いいたします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請」について「所有権の移転」番号1から番号9、「使用貸借による権利の設定」番号1について審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、議案第27号「農地法

第5条の規定による許可申請について」採決します。「所有権の移転」番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。

全員挙手。

次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。

全員挙手。

次に、番号3の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。

全員挙手。

次に、番号4の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。

全員挙手。

次に、番号5の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。

全員挙手。

次に、番号6の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。

全員挙手。

次に番号7の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。

全員挙手。

	次に番号８の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。 次に番号９の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に「使用貸借による権利の設定」番号１の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第２７号「農地法第５条の規定による許可申請」のあった、「所有権の移転」番号１から番号９、「使用貸借による権利の設定」番号１については、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	次に、日程第９ 議案第２８号「引き続き農業経営および特定貸付けを行っている旨の証明願について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	１４ページをお開きください。高島市 農委議案 第２８号。引き続き農業経営および特定貸付けを行っている旨の証明願について。上記の議案を提出する。令和６年５月１０日。高島市農業委員会会長。引き続き農業経営および特定貸付けを行っている旨の証明願について。租税特別措置法第７０条の４第１項の規定の適用を受ける農地に係る農業経営および特定貸付けを引き続き行っている旨の証明願について審議を求める。１５ページをご覧ください。申請位置図等は、報告・議事案件資料集４６ページから５１ページをご参照ください。本件は、租税特別措置法第７０条の４第１項の規定により、贈与税の徴収猶予を受けている農地において、特定農地貸付けにより農地を貸している方が、引き続き納税猶予の適用を受けたい旨の継続届出書を、税務署に提出する必要がある、その際に添付することとなっている農業委員会が交付する引き続き農業経営および特定貸付けを行っている旨の証明願です。特定貸付けとは、納税猶予の適用を受け

	ている農地を農業経営基盤強化促進法に定められた農地中間管理事業等による貸付けが行われていることを言い、その場合は納税猶予の適用を受けることができます。今回の場合、納税猶予の適用を受けている農地の一部が特定貸付けとなっており、農地中間管理機構を介した利用権設定となっております。相続した日から現在まで継続して適用を受けている農地において、今回、令和3年5月11日から3年間、引き続き農業経営および特定貸付けを行っている旨の証明を求められており、今回証明願のありました農地について、事務局において、転用や権利関係の移動等の調査を行いました。問題もなく、本人により農業経営および特定貸付けが行われていることを確認いたしました。なお、納税猶予の適用を受けている土地の中に宅地で農小屋が建っている土地がありますが、原則、農地ではないため適用を受けることができませんが、例外的に農業経営を行っているうえで必要不可欠な農小屋であるため、その土地も含め、適用を受けることができることを申し添えさせていただきます。以上でございます。
采野委員	5番采野です。普段から農業をされておられる状況を確認しており、特に問題ないかと思います。ご審議よろしく申し上げます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第28号「引き続き農業経営および特定貸付けを行っている旨の証明願について」審議します。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。
古谷委員	8番古谷です。 基本的な確認ですが、納税猶予とは何か。また、この制度の贈与税とはどのようなものか。夫婦間でも贈与税が発生するのか。
事務局	今回の件は、贈与税の徴収を猶予するものでございます。贈与税の課税により農業経営が圧迫されるため、今回のケースのような場合については、贈与税の支払いが猶予できるものとなっています。今回は3年前の申請の更新にあたることから、改めて証明の願いを提出されています。なお夫婦間でも贈与税が発生することとなります。以上でございます。
会長	夫婦であろうと親子であろうと贈与が可能です。基本的には贈与税の控除額は110万円。仮に贈与額が500万円であれば差額の390万円が贈与税の対象となります。贈与税は一番高い税率となっており、最終的に

	は相続が発生するまでは贈与税の支払いが必要ですが、相続時に相続税で精算することとなります。農地の場合は、このように贈与税の猶予があるということをご理解いただきたいと思います。
古谷委員	制度上難しいので、また勉強します。
会長	他に、ご意見、ご質問はございませんか。それでは、ご意見が尽きたようでございますので、これより、議案第２８号「引き続き農業経営および特定貸付けを行っている旨の証明願について」採決します。本件につきまして、願い出のとおり証明することについて、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第２８号「引き続き農業経営および特定貸付けを行っている旨の証明願について」は、願い出のとおり証明書を交付することに決定しました。
会長	次に、日程第１０ 議案第２９号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	１６ページをお開きください。高島市 農委議案 第２９号。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。上記の議案を提出する。令和６年５月１０日 高島市農業委員会会長。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。租税特別措置法第７０条の６第１項の規定の適用を受ける農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議を求める。１７ページをご覧ください。申請位置図等は、報告・議事案件資料集５１ページから５３ページをご参照ください。 本件は、租税特別措置法第７０条の６第１項の規定により、相続税の徴収猶予の特例の適用を受ける者は、３年ごとに農業経営に関する事項を記載した継続届出書を税務署に提出する必要があり、その際に添付することとなっている農業委員会が交付する引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。相続した日から現在まで継続して適用を受けている農地において、今回、令和３年５月１１日から３年間、引き続き農業経営を行っている旨の証明を求められています。今回証明願のありました農地につい

	て、事務局において、転用や権利関係の移動等の調査を行いました。問題もなく、本人により農業経営が行われていることを確認いたしました。 以上でございます。
地村委員	10番地村です。相続は平成20年6月18日に始まりまして、当然相続したら、相続税の支払いをしていただくこととなりますが、引き続いて農業経営をされているならば、相続税の徴収を猶予されるもので、現状を確認したところ、農業経営もされており特に問題ないと思われます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第29号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、議案第29号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」採決します。本件につきまして、願い出のとおり証明することについて、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第29号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、願い出のとおり証明書を交付することに決定しました。
会長	次の日程の議案説明のため、農業政策課職員が入室いたしますが、開始後1時間半近くなります。ここでいったん休憩し、再開を3時とします。 (農業政策課職員 入室)
会長	それでは、次に、日程第11 議案第30号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局および農業政策課の説明をお願いします。
事務局	18ページをお開きください。高島市農委議案第30号、高島市農用地利用集積計画の決定について。上記の議案を提出する。令和6年5月10

農業政策課	日。高島市農業委員会会長。高島市農用地利用集積計画の決定について。 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、次の高島市農用地利用集積計画を決定することについて審議を求める。1、高島市農用地利用集積計画、別紙のとおり。2、公告予定年月日、令和6年5月20日。高島市農用地利用集積計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。 農業政策課 南村と申します。私より、農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。高島市農用地利用集積計画 令和6年5月20日 滋賀県高島市。続いて、農用地利用集積計画表は20ページでございます。なお、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。利用権設定について。(1)利用権設定農用地は8筆(2)利用権設定面積は10,941㎡でございます。内訳としまして新規8筆、面積は10,941㎡、継続0筆 面積㎡です。(3)利用権設定者は4名(4)農用地利用申出者は4名でございます。(5)その他 利用権設定各筆明細は21ページのとおりでございます。1. 所有権移転について(1)所有権移転農用地は7筆。(2)所有権移転面積は11,637㎡。(3)所有権譲渡者(売り手)は2名(4)所有権譲受者(買い手)は2名。(5)その他 所有権移転各筆明細は22ページのとおりでございます。 農用地利用申出者及び所有権移転譲受者6名はすべての農地について効率的に耕作し、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものであります。以上で農用地利用集積計画の決定についての説明とさせていただきます。また、農用地利用集積等促進計画につきましては、今年度より二ヶ月毎の締切となりましたので、今回の農業委員会総会では0件になります。以降は奇数月を予定しております。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第30号「高島市農用地利用集積計画の決定について」審議を行います。それでは、まず21ページの利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号1から番号8の案件について、審議を行います。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見ないようですので、これより、議案第30号「高島市農用地利用集積計画の決定について」採決を行います。21ページの利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号1から番号8の案件について、採決を行い

	ます。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１から番号８の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	次に２２ページ、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号１から番号７の案件について、審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号１から番号７の案件について採決します。本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号１から番号７の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	次に、日程第１２ 議案第３１号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。事務局および農業政策課より説明をお願いします。
事務局	２３ページをお開きください。高島市農委議案第３１号、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。令和６年５月１０日、高島市農業委員会会長。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。農業経営基盤強化促進法第１２条第１項の規定に基づく農業経営改善計画の認定につき、次の認定申請について意見を求める。農業経営改善計画の概要につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課 大辻と申します。私より、農業経営改善計画の認定につき

意見を求めることについて、ご説明申し上げます。今回申請がありましたのは、新規案件として新旭地域で1件、継続案件としてマキノ地域で4件です。それでは、申請内容につきまして説明させていただきます。

24ページをご覧ください。【番号1】の■■■■さんの農業経営改善計画の概要でございます。■■■さんは以前も、認定を受けておられましたが、認定期間が満了後に継続更新されていなかったため、今回は新規案件ということになっております。現状は、家族経営で661aを耕作されていますが、集積・集約を積極的に進めつつ、5年後には971aまで拡大する計画を立てられています。今後は、労働時間の適正化を図りつつ、農業経営に関わるコンサル等を検討し、自家の農産加工施設、販売所を利用しながら、農産物の高付加価値化、ブランド化を行い、収益の向上を目指していくとされています。

25ページをご覧ください。【番号2】の■■■■さんの農業経営改善計画の概要でございます。5年前の経営面積は500aであり、これを600aまで拡大する計画を立てられていました。現状は436aで減少となりましたが、水稻栽培については農地の集約等により作業時間の短縮を図って作業効率を上げつつ、収益性の高いしいたけ栽培の規模を拡大して、所得を向上するとされています。今後については娘さんへの事業継承を視野に家族で相談を行っていくとのことです。

26ページをご覧ください。【番号3】の■■■■さんの農業経営改善計画の概要でございます。5年前の経営面積は1770aであり、これを2370aまで拡大する計画を立てられていました。現状は2050aにとどまりましたが、今後も農地の集積等により水稻栽培の規模拡大をすすめて経営面積を2400aまで拡大し、施肥方法や肥料種類の合理化による生産性の効率化、作業時間の改善等による労働環境の適正化、そしてコスト管理の徹底に努め、収益を向上させる計画を立てられています。なお、今後については、息子さんへの事業継承をスムーズに進められるよう準備に取り組まれるとのことです。

27ページをご覧ください。【番号4】の■■■■さんの農業経営改善計画の概要でございます。5年前の経営面積は237.8aであり、これを500aまで拡大する計画を立てられていました。現状は761.9aまで拡大され、今後も集落内に散布する農地の集約化をしながら、経営面積を1515aまで拡大し、主食用米品種の選定、飼料用米の作付けの増加、新たな作目の栽培など工夫しながらコスト管理を徹底し、収益を向上させる計画を立てられています。

28ページをご覧ください。【番号5】の■■■■さんの農業経営改善計

	画の概要でございます。5年前の経営面積は1304.5aであり、これを維持しながら収益の向上を目標とされていましたが、現状は570aで減少となりました。今後は、農地の交換による集約化など作業の効率化に取り組んだ上、近年の物価高騰の状況を踏まえた品種毎の販売価格の見直しや、荷造り運賃の改善を行うことにより、収益を向上させる計画を立てておられます。以上の5件につきましては、農業政策課において慎重に聞き取りをして内容を審査しておりますこと、各関係機関からはすでに同意いただいていることを申し添えます。以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第31号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」審議します。24ページから27ページ、番号1から番号5の案件について、審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。
清水委員	17番清水です。基本的なことですけど、継続案件の方の中には、かなり高齢の方もいるが年齢制限等はないのか。
農業政策課	年齢制限というものは設定されていないが、今後の5年後を見据えた計画となっておりますので、ご高齢の方については、その後の事業継承についてもヒアリングし、お伺いしているところです。
会長	他に質疑・意見ありませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号1から番号5の案件について、採決します。 まず、番号1の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。

会長	全員挙手。 次に、番号３の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手。
会長	次に、番号４の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手。
会長	次に、番号５の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手。
会長	よって、議案第３１号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」番号１から番号５の案件は、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	以上で、本日予定しておりました議事日程については、ただ今をもちまして、全て終了しました。 （午後３時１５分 議事終了）

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 5 番 _____

議事録署名委員 7 番 _____